三戸町水洗便所改造等工事支援制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三戸町公共下水道条例（平成２１年三戸町条例第１３号。以下「条例」という。）第２０条の規定により町が行う公共下水道の利用の促進を図るための措置（以下「支援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（支援の種類及び対象）

第３条　町は、次の支援を行うものとする。

(1)　町と町が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）が定めた制度により借り入れた借入金に対する利子の補給（以下「利子補給制度」という。）

(2)　助成金の交付（以下「助成金制度」という。）

２　支援の対象工事は、次の工事（以下「水洗便所改造等工事」という。）とする。

(1)　排水設備等を新設する工事及びその付帯工事

(2)　くみ取り便所を水洗便所（公共下水道に連結されるものに限る。）に改造する工事及びその付帯工事

３　支援の対象者は、次の要件を備えている個人とする。

(1)　建築物を所有し、又は前項の水洗便所改造等工事について所有者の同意を得ていること。

(2)　町税及び三戸町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成２１年三戸町条例第１４号）の負担金を滞納していないこと。

(3)　水洗便所改造等工事の実施について、町が実施する他の補助金等を受けていないこと。

（利子補給制度）

第４条　利子補給制度の対象工事は、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）第９条第１項の規定による公告の日現在に当該区域の中に存在し、かつ、この要綱の支援による工事を行っていない居住用の建築物において、当該公告の日から起算して３年以内に完了する水洗便所改造等工事とする。

２　利子補給の額は、次の要件により借り入れした額（以下「借入額」という。）に対する利子及び保証料の全額とする。ただし、償還期日を経過した場合における延滞加算金については、借入者の負担とする。

(1)　借入額の上限等　別表のとおり

(2)　償還期間　借入をした日の属する月の翌月から起算して６０カ月以内

(3)　償還方法　元金均等月賦償還（ただし、一括繰上げ償還することができる。）

（助成金制度）

第５条　助成金制度の対象工事は、この要綱の支援による工事を行っていない自己の居住用の建築物に対する水洗便所改造等工事とする。

２　助成金の額は、水洗便所改造等工事の工事費（ただし、上限は１００万円とする。）に、高齢者世帯（同居している者全員が６５歳以上又は１８歳未満の世帯をいう。以下同じ。）にあっては０．１２を、一般世帯（高齢者世帯以外の世帯をいう。以下同じ。）にあっては０．０８を乗じて得た金額以内の金額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（申請等）

第６条　支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造等工事支援申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)　水洗便所改造等工事をする場所の付近見取図

(2)　利子補給制度にあっては、申請者の住民票の写し。助成金制度にあっては、同居する者全員の住民票の写し。

(3)　町税の納税証明書

(4)　水洗便所改造等工事の見積書及び工事図面の写し

(5)　建築物の所有者の同意を得た者にあっては当該建築物の所有者の同意書（様式第２号）

(6)　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の申請書を受領した場合においては、遅滞なく、支援の可否を決定し、申請者に対し、水洗便所改造等工事支援決定通知書（様式第３号）又は、水洗便所改造等工事支援申請却下通知書（様式第４号）により、通知するものとする。

（工事着手の時期）

第７条　申請者は、利子補給制度の申請にあっては金融機関の融資の決定前に、助成金制度の申請にあっては支援の決定前に、工事に着手してはならない。ただし、助成金制度の申請の場合において、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（支援の辞退）

第８条　第６条第２項の規定による支援の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、当該支援を辞退しようとするときは、水洗便所改造等工事支援辞退届（様式第５号）により町長に届け出なければならない。

（水洗便所改造等工事の検査）

第９条　支援決定者は、水洗便所改造等工事が完了したときは、水洗便所改造等工事完了届（様式第６号）により町長に届け出て、検査を受けなければならない。

２　前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　完工図

(2)　施工過程を明らかにする写真

(3)　助成金制度の支援決定者にあっては、工事費の領収書の写し

(4)　その他町長が定める図書

３　町長は、前項の検査をした場合において、当該工事が完了したと認めたときは、支援決定者に対して水洗便所改造等工事検査済証（様式第７号）を交付するものとする。

（支援の実施）

第１０条　支援決定者は、前条第３項の検査に合格したときは、水洗便所改造等工事助成金請求書（様式第８号）を、支援の決定した会計年度の３月１５日までに提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による助成金の請求に基づき、支援を実施するものとする。

３　利子の補給は、借入者が借入を行った指定金融機関に対し、支払うことにより行うものとする。

（支援の決定の取消し等）

第１１条　町長は、支援の決定を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、支援の決定の一部又は全部を取り消すものとし、水洗便所改造等工事支援（助成金）決定取消通知書（様式第９号）を支援決定者に通知する。

(1)　支援の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段で支援の決定を受けたとき。

(3)　指定金融機関から利子補給に係る借入の取消を受けたとき。

(4)　その他町長が支援を不適当と認めたとき。

（助成金等の返還）

第１２条　町長は、前条の規定により支援の決定を取消した場合において、当該取消にかかる部分についてすでに支援を行っているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

附　則

この要綱は、平成２２年３月１９日から施行する。

附　則（令和７年４月１日改正）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年７月１０日改正）

この要綱は、令和７年７月１０日から施行する。

別表

区分	借入金の額
自己居住用の住宅	水洗便所改造等工事の工事費（ただし、上限は１００万円とする。）に１．０を乗じて得た額
アパート・貸家等	水洗便所改造等工事の工事費（ただし、１戸あたりの上限は１００万円とする。）に０．６を乗じて得た額（ただし、上限は３００万円とする。）

備考　借入金の額は、１０万円以上１万円単位とする。